

# 一般社団法人 日本住宅ローン診断士協会

## 社員及び会員規程

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本住宅ローン診断士協会（以下、協会という）定款第7条から第14条において規定する社員及び会員について必要な事項を定める。

(社員及び会員の権利)

第2条 社員および会員は、次のサービスを受けることができる。

- (1) 住宅ローンプランニング及び媒介に関する調査・研究等の報告書の提供
- (2) 社員及び会員専用ホームページ及びデータベース等の情報の利用
- (3) 当法人が発行する機関誌等の配布
- (4) 当法人が主催するセミナー等各種行事への優先的参加
- (5) その他関連資料の配付等
- (6) 株式会社日本モーゲージプランナー支援センターの提供するデータ、資料及び資格

(社員及び会員等の義務)

第3条 協会へ入会する場合は、所定の登録申込書及び預金口座振替依頼書を協会へ提出し、本規程4条の年会費及び資格登録料（以下「会費等」という）を納入しなければならない。

2 会員等は、この規程のほか、定款、倫理・行為規範及び理事会の定めるその他の規程・規則、関係法令を遵守しなければならない。

3 会員等は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに当協会へ届けなければならない。

4 退会する場合は、退会の意思表示を事務局へ所定の書面にて届けなければならない。

(社員及び会費等)

第4条 会員等は、その種別に従い、次の会費等を納入しなければならない。

(1) 正社員	登録料	無料	年会費	1万円
(2) 一般賛助会員	登録料	無料	年会費	1万円
(3) 法人賛助会員	入会金	5万円	年会費	2万円
(4) 資格認定会員				
住宅ローン診断士	資格登録料	1万円	年会費	1万円
住宅ローン診断士補	資格登録料	無料	年会費	無料

2 年会費の計算期間は4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 3 本条1項の(1)(2)(4)の会員等は、入会月(当協会への入会申込書到達月)が10月から3月までの者は入会年度に限り年会費を本条1項の半額とする。
- 4 更新月の1ヶ月前(2月末)までに退会の意思表示がない場合は翌年の年会費は納入しなければならない。納入された年会費の返還はできないものとする。
- 5 特別の費用を必要とし、社員総会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、社員は臨時会費を納入しなければならない。
- 6 法人賛助会員の構成員の入会金、年会費は、代表理事の承認により、社員又は賛助会員を合わせて3名を上限としてこれを無料とすることができる。但しこの減免措置は、当該構成員が正社員又は賛助会員となった後に当該法人が賛助会員となった場合には、遡って会費の減免を行わない。
- 7 法人賛助会員で、当法人と協力関係にある法人の入会金、年会費については、当法人の理事会の承認と協力関係にある法人の承認により、相互に相殺することができるものとする。

(社員及び会員への告知)

第5条 当法人の社員及び会員への告知は、原則として当法人が発行する機関誌、書面又は電子メールにて行うものとする。

## 第2章 資格認定会員

(定義)

第6条 資格認定会員は、当法人の定款に定められた目的と事業内容を理解し、賛助会員として当法人の事業に協力し、当法人のサービスを受けるとともに、住宅ローンプランニングを通して社会全体の利益の推進に寄与する事業の推進者である。

(資格認定会員の資格更新)

第7条 資格認定会員は、理事会が別に定める教育規程に従い所定の継続教育を履修するとともに、本規程第4条に規定された会費を納入したとき、代表理事が会員資格を付与、更新し継続することができる。

2 代表理事は、特別資質、技能、能力が認められる会員については、他の役員及び認定委員と協議の上、別に定める教育規定にかかわらず、上級診断士又は認定講師として認めることができる。

3 資格取得年度から3年を経過した資格認定会員は、代表理事が決定する継続講習を受講・修了し、登録料を10,000円払うことによって、会員資格を更新するものとする。

## 第3章 法人賛助会員

(定義)

第8条 一般賛助会員のうち法人会員（以下、法人賛助会員）は、当法人の目的に賛同する企業及び団体で、理事会が認めた者とする。

(認定教育機関)

第9条 法人賛助会員でかつ認定教育機関となる会員は、理事会が別に定める認定研修規程の要件を満たした場合、本規程第4条に規定された年会費を納入することにより、認定教育機関として登録することができる。なお本規程第4条6項の入会金、年会費の相殺規程は、認定教育機関にも適用する。

2 認定教育機関として登録した法人賛助会員は、理事会が別に定める認定研修規程に従い、当法人認定の住宅ローン診断士またはモーゲージプランナー認定研修を実施することができる。

3 認定教育機関として登録した会員は、第1項及び第2項の要件を満たした場合、認定教育機関の登録を更新することができる。

(賛助会員の資格の喪失)

第10条 賛助会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 定款第10条の規定に該当したとき。
- (2) 本規程第3条に違反したとき。

## 第4章 支部の設置、運営

(支部の設置)

第11条 当法人は、都道府県単位又は複数の都道府県単位で支部を設置することができる。

(支部の事業)

第12条 支部は、以下の事業を行う。

- (1) 会員の法令遵守、コンプライアンス確保に必要な情報提供・自主規制活動
- (2) 会員のモーゲージプランナーとしての資質向上を図るための情報提供・交換活動並びに学習活動の実施
- (3) 一般消費者を対象とした住宅ローンプランニングに関する普及・啓発セミナー、講演会並びに相談会等の実施
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な活動の実施

(支部設置の手続き)

第13条 理事会は、前条の事業を行う必要があるときは、担当理事を選任し、支部を設置することができる。

(支部の組織)

第14条 支部組織は、支部長、支部幹事により組織する。

2 支部長は、当法人の理事会が選出し、代表理事が任命する。

3 幹事は、支部長が指名し、当法人の理事会が承認する。

(認定スタディグループ)

第15条 正社員または賛助会員は、単一または複数のスタディグループ（以下、SG）を組織ことができ、理事会の承認のもとに、認定スタディグループ（以下、認定SG）となることができる。

2 認定SGを設立しようとする正会員または賛助会員は、支部長または幹事を通じて、認定申請を理事会に提出し、当法人の認定SGとしてふさわしい活動計画であるかどうか審査を受ける。また支部は、本規程の第12条にかかわる事業を実施したときは、事業終了後1ヶ月以内に、当法人に対し活動実施報告書を提出しなければならない。

3 支部活動に要する費用は、原則として、支部会員が負担するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認めるときは、支部活動に要する費用の一部又は全部を助成することができる。

## 第5章 補則

(規程の変更)

第16条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は第5条の規定により、会員へ告知する。

附 則

1. この規程は、平成24年5月28日から適用する。
2. この規定は、平成25年6月22日から適用する。
3. この規定は、平成30年6月28日から適用する。
4. この規定は、令和元年6月10日から適用する。